

開 会

○事務局 定刻になりましたので、国土交通省独立行政法人評価委員会第14回海上災害防止センター分科会を開催いたします。

委員の皆様方には、御多忙中にもかかわらず御参集いただきまして、誠にありがとうございます。私は、事務局を務めます海上保安庁環境防災課専門官の遠山と申します。よろしく申し上げます。

本日の議事進行につきましては、後ほど分科会長にお願いするまでの間、私が務めさせていただきます。

あ い さ つ

○事務局 分科会の開会に当たりまして、まず、海上保安庁環境防災課長の河村からごあいさつを申し上げます。

○環境防災課長 海上保安庁環境防災課長河村でございます。本日は横須賀で開催ということにさせていただきましたが、お運びいただきまして大変ありがとうございました。

本日は、今年度に入りましてからは第1回、最初の分科会ということになります。センターの研修所をぜひ見ていただこうということとあわせて開催させていただきましたので、少し趣が変わりまして霞ヶ関ではなくてこの地で開催ということでございます。どうぞよろしくお願いたします。

さて、今回はこの分科会の開催が昨年度の2月でありましたが、その後、まさに間もなくして、3月11日未曾有の大災害である東日本大震災が発生したというところであります。私ども海上保安庁自身危機管理官庁でありますので、その地震、事故に伴う海難救助、それから、今回は福島原発の関係もありましたので、そこへの対応も含めて、ずっと対応に当たってまいったところであります。

海上災害防止センターにおかれましても、千葉の石油コンビナートにおけるLPGのタンクの爆発火災、それに引き続くアスファルト流出への対応、そのほか仙台のほうでの重

油流出でありますとか、防災機関として多大な働きをされ、役割を果たしていただいたのではないかと考えております。

さて、話を本日の分科会に戻しますと、きょうは議題が2点ございます。1点は、防災センター積立金の繰越しについてということでございます。2点目は、センターの23事業年度の長期借入金の償還計画ということで、それぞれにつきまして意見聴取という手続が必要でありますので、その意見聴取をさせていただくということになっております。どうか忌憚のない御意見をいただきたく存じております。

それでは、本日はよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

委員出欠・就任報告

○事務局 本日の分科会には、藤野会長、笠委員、行正委員、小塚委員、平林委員、平塚委員に御出席をいただいております。なお、宮下委員におかれましては、本日は御都合により御欠席ということでございます。

また、笠委員及び行正委員におかれましては、平成23年3月17日をもちまして海上災害防止センター分科会委員に御就任していただいております。それを御紹介させていただきます。

定 足 数 確 認

○事務局 本日の分科会でございますが、現時点で委員7名中6名の方に御出席いただいております。過半数を超えておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に定める定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。

また、本日は、独立行政法人海上災害防止センターから富賀見理事長を初め、林理事、清野理事にも御出席をいただいております。

本日は、議題①「積立金の繰越しに係る意見聴取」について、議題②「平成23事業年度長期借入金償還計画に係る意見聴取について」の2議題につき御審議いただくこととなっております。

なお、本日の分科会の議事録は、これまでと同様、議事概要及び議事録の形で国土交通

省のホームページにて公表させていただきますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

資 料 の 確 認

○事務局 次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

上から、配付資料一覧、座席表、委員名簿、議事次第が1枚ずつ、それから、資料1が1枚、資料2が2枚、参考1が「独立行政法人海上災害防止センターの利益及び損失の処分フロー図」、参考2は「平成22年度財務諸表の抜粋」、参考3「油回収装置の概要」、参考4は「関係法令の抜粋」、参考5は「独立行政法人海上災害防止センターの第三期中期目標」、参考6は「第三期中期計画」、参考7が「平成23年度計画」となっております。過不足等ございませんでしょうか、御確認をお願いいたします。

それでは、議題に進めさせていただきます。

藤野会長、よろしくをお願いいたします。

議 題

①積立金の繰越しに係る意見聴取について

○分科会長 私、分科会長の藤野でございます。これからの審議の進行役を務めさせていただきます。ここに御出席の委員の方々、そのほかの方々に、議事の進行に御協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、早速審議に入りたいと思います。

議題①につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題①につきまして御説明をさせていただきます。「積立金の繰越し承認に係る意見聴取」ということでございます。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の30第3項におきまして、「国土交通大臣は、海防法第42条30第1項及び第2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聞かなければならない。」とされております。今回の議題①は、この当該規定に基づくものでございます。

独立行政法人につきましては、中期目標期間終了時に積立金があるときは、次の中期目

標期間に積立金として整理して繰り越すか、または国庫に納付することとされております。海上災害防止センターにつきましては、平成 20 年度から 22 年度の 3 年間で第二期中期目標期間となっております、このたび第二期から第三期への積立金の繰越しについて法人から大臣承認の申請がございまして、これについて御意見をいただくということになります。

参考 1 をご覧ください。参考 1 は、海上災害防止センターの積立金の整理、利益及び損失の処分につきましてフロー図にて示してございます。上段が独立行政法人通則法の第 44 条の規定を、下段が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の第 42 条の 30 の規定をそれぞれフロー化したものとなっております。中期目標期間の繰越しにつきましては、下段のフローとなります。以後の説明については、適宜ここを御参照いただければと存じます。

議題の資料 1 をご覧ください。法人からの繰越承認申請でございます。法人から正式に財務諸表の提出がなされているわけではございませんが、正確に言えば確定された数値ということではないんですけれども、ほぼ変更はないということでございますので、この数字にて進めたいと存じます。

まず、項目 1 として「積立金の総額」ということとございますが、財務諸表で確認しますと、参考 2 にございますけれども、前年度からの積立金に平成 22 年度の当期末処分利益を加えた額が、ここに計上されているということでございます。防災措置業務勘定で申しますとすれば、前期からの積立金 5 億 2451 万 8572 円に 22 年度の当期末処分利益 2104 万 4773 円を加えた 5 億 4556 万 345 円が積立金ということでございます。

また、その他業務勘定で申せば、前期からの積立金 22 億 4887 万 9143 円に 22 年度の当期末処分利益 5433 万 8680 円を加えた 23 億 321 万 7823 円となります。合わせて 28 億 4877 万 8168 円が積立金ということでございます。これが法人全体の額ということでございます。

まず、海防法第 42 条の 30 第 1 項の規定する積立金、すなわち、次の中期目標の期間における特定の業務の財源として整理するかどうかという点でございます。フロー図で言えば、左下でございます繰越積立金、すなわち、次の中期目標の期間における特定の業務の財源として整理するかどうかという点でございます。当該積立金に係る法人の考え方としましては、防除措置に要した費用を原因者から回収できなかった場合の損失補てん、それから、船舶や訓練施設といったものの緊急修理といった発生時期や規模が不確定な支出に

備えておきたいということ、また、当該中期目標期間より先の将来において発生する設備投資に充てるためにこういった備えをしておきたいということで、当該中期目標期間中の特定の業務の財源という整理は、この積立金についてはしないという考えとなっております。そこで、繰越積立金とはしないということでここはバッテンということで、次に右のフローに移りまして、海防法第42条の30第2項、第4項及び第5項の規定による整理ということになります。フロー図では右下あたりになるということでございます。

まず、防災措置業務勘定の積立金でございますが、これについては海防法第42条の30第4項による国庫納付を検討する必要があるがございます。これについては、センターは国からの運営費交付金は受けていないということ、それから、大規模油流出事案での初動対応、または原因者から費用を回収できなかったときの損失補てんの経費を確保する必要があるということ、また、先ほど申しましたように将来の設備投資に備える必要があるということから、このお金は必要であるということで、国庫納付はしないという法人の考え方でございます。したがって、防災措置業務勘定の積立金については、海防法第42条の30第2項の積立金として整理し、次期中期目標期間に繰り越すという考えでございます。

また、その他業務勘定でございますが、こちらは国庫納付規定がないということでございまして、海防法第42条の30第1項の積立金でない整理した場合には、自動的に海防法第42条30第5項の積立金として整理されるということになってございます。

以上総括しますと、積立金の繰越しに係る法人の申請でございますが、防災措置業務勘定の積立金について海防法42条の30第2項に基づく大臣承認を申請したいという申請の仕方ということになってございます。この申請内容につきましては、事務局としては特に問題はないと考えております。また、当該申請に係る承認をしようとするときには、財務大臣に協議をするということとなってございまして、財務省に協議をしております。その結果、実質的な了承を得たところでございます。

議題①についての説明は以上でございます。

○藤野会長 どうもありがとうございます。

ただいま、事務局から議題①の積立金の繰越しについて説明がありました。皆様の御意見がございましたら承りたいと思いますので、御発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○委員 質問がございます。

防災措置業務勘定の国庫への繰り入れのところで、国からの補助金を受けていないという事実から、国庫への納付の必要がないというか、1つの条件をクリアをしているというか、そういう御説明があったんですが、国庫からの補助金を受けていない場合でも国庫に納める場合というのは、当然あるんでしょうか。

○分科会長 いかがでしょうか。

○事務局 そういう法人もございます。例えば、財務省所管の造幣局といったものもございますが、海上災害防止センターの場合には運営費交付金を受けておらず、自己収入で業務を実施する。将来の設備投資については、それら自己収入で賄うといった必要性があることから、国庫に返納するのは適切ではないという考え方でございます。

○委員 私が申し上げたかったのは、そういう場合、例があるのかということを上げたかったわけで、今回の申請について否定的なことを申し上げるつもりは一切ございませんので。

○分科会長 よろしゅうございますか。

そのほか、御意見ございましたらお願いします。

それでは、今の件につきましては特にこの処置に関して御意見があったということではございませんので、今事務局から御説明いただきました取り扱いについては意見がなかったという結論でよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○分科会長 どうもありがとうございます。そのようにさせていただきます。

② 平成23事業年度長期借入金償還計画に係る意見聴取について

○分科会長 続きまして、次の議題②に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題②につきまして説明をさせていただきます。「長期借入金の償還計画」ということでございます。

海防法第42条の32第1項におきまして、「センターは、毎事業年度長期借入金の償還計画を立てて国土交通大臣の認可を受けなければならない」とされてございます。また、同条第2項により「国土交通大臣は、当該大臣認可をしようとするときは、あらかじめ国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聞かなければならない」とされてございます。

議題②につきましては、当該規定に基づくものでございます。

海上災害防止センターにおきましては、認可法人時代の平成 13 年度及び 14 年度において、日本政策投資銀行及びシップ・アンド・オーシャン財団から借り入れた資金がござい
ます。合計で 3 億 4700 万円。これを原資としまして油回収装置を購入し、全国 10 ヶ所に
配備しているということでございます。この借入金についての償還計画でございまして、
シップ・アンド・オーシャン財団の借入金については既に償還は終了してございます。日
本政策投資銀行について残ってございますが、それは今回の平成 23 年度の償還をもって
終了するというところでございます。

資料 2 に、法人からの認可申請書が上がってございます。残額でございます 700 万円を、
すべて今年度に償還するという計画です。これにて、センターにおいては長期借入金は完
済したということになります。この償還計画についての意見をお伺いするというところで
ございます。

○分科会長 どうもありがとうございます。

ただいま事務局から、議題の②「平成 23 年度長期借入金償還計画について」処置の説
明がございました。皆様の御意見を承りたいと思いますので、御意見がございましたら、
よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○委員 意見ではなくて、先ほどからの話がいま一つ理解できていないところがあるか
と思いますので、質問をさせていただけたらと思うんですが、この 700 万円を返済するとい
うのは、積立金から返済されるという理解でよろしいのでしょうか。

それと、繰越積立金と積立金の違いがいま一つ理解できていないというのがもう一つ。

また、さっきの話に戻って申しわけないんですが、御説明の中で繰越積立金は建物の改
修等には使えるんだけどもみみたいな話があったように思ったんですけども、要するに、
1 つ目の質問は、700 万円は積立金から返すのかということと、2 つ目の質問は、積立金
と繰越積立金の違いというのを教えていただきたいという 2 点です。

○分科会長 それでは、順番にお答えいただけますか。

まず、最初の 700 万円を返すに当たっては、どこから返すんだというお話ですね。

○委員 はい。

○事務局 700 万円をどこから返すかということについては、法人からお願いしたいと思
います。

○センター 借り入れたのは、機材勘定で借り入れているんです。償還計画は立てていましたから、機材勘定の中の収益金で返済計画を立てていましたから、そちらのほうから払います。

○委員 機材勘定というのは、積立金とは別で……

○センター 要するに、法人全体の財務諸表になっていますが、実は5つの勘定を持っているんです。機材勘定と、防災措置勘定、訓練勘定、消防船勘定、調査研究勘定、これがそれぞれ区分経理していますから相互乗り入れできないんです。したがって、資機材、油回収装置を購入するために機材勘定で借金をしたと。したがって、機材勘定の収益金から払っていく償還計画を立てたということです。

○委員 機材勘定の収益金というのは、機材を貸したりというような形の……

○センター そうです。その収益で払っていくと。それが残ったのが、全部の積立金と申しますか、利益剰余金に落ちているということです。

○委員 利益で償還しましたということですね。

○センター はい。

○分科会長 では、1点目の質問はよろしゅうございますか。

○委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

○分科会長 2点目の質問に対するお答えは、そちらからですね。

○事務局 先ほどありました繰越積立金と積立金の違いということでございますが、まず、積立金でございます。これは独立行政法人通則法、参考4を御参照いただきたいと思うんですが、これの2枚目を開いていただきますと、「第四十四条、利益及び損失の処理」ということがございます。ここの第1項に、3行目「積立金」という言葉がございますが、これは毎年度の会計処理において前年度の繰り越した損失等を埋めて、なお残余があるときは積立金として整理するといった性質のお金でございます。

一方、繰越積立金というのは何かと申しますと、これは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律のほうでございまして、これの3枚目を開いていただきますと、ここにも「利益及び損失の処理の特例」というのがございます。ここで、第四十二条の三十第1項の最後の2行目です。「当該次の中期目標の期間における第四十二条の二十五に規定する業務の財源に充てることができる」ということで、中期期間の特定の業務の財源に充てることとする積立金のことです。

ですから、使用する目的をはっきりと決めて使用する積立金と、そうでなく、会計の帳

尻合わせのような感じで損失が生じた場合に、それを埋めるといったものとして使用する積立金との違いがございます。ですので、繰越積立金とするかどうかというのは、当該中期目標計画の中である特定の業務に使用するかどうか、特定の業務の財源として使用するかどうかということ指定するかどうかということでございます。そうでなければ、センターの場合は積立金として整理するということになります。

○委員 繰越積立金のほうが、すごく使いにくそうな感じですね。

○事務局 そうです。

○委員 あらかじめ、何か必要があるものについて決めておかないといけないと。先ほど業務を案内していただいたときに、割と建物が傷んでいるというような感じで、もう 20 年近くたっているのに余り改修みたいな、普通マンションだったら 5 年で 1 回手を入れて、10 年で根本的に手を入れるみたいなことがあると思うんですが、割とこういう海に近いところで傷みやすいにもかかわらず、そのままかなみたいな感じも受けたんですけども、そういうのは業務でとは言えないかなと思うんですが、そういうものにもしお金を使うとすると、積立金のほうからだったら使えるんですか。話がそもそもの話とずれているのはわかっているんですが、ちょっと関心があるのでお伺いしているんですけど。

○事務局 それは、法人の予算計画の中でどのように考えるかということで、収益が立って、その収益の中で処理することができるのであれば、わざわざ積立金をその業務の財源に充てるとしなくてもよいと。当該法人の場合は、現在のところ収益の中で実施できると考えているのだと理解しております。

○委員 さっきの話だと勘定が分かれていて、5 つをきちんとメモできなかったんですが、建物とかに関しては建物勘定とかいうのがあるわけではないんですよね。

○センター そうです。ここだったら、先ほど言いました訓練勘定です。

○委員 訓練勘定の中に入ると。

○センター はい。

○委員 では、そこでの剰余金でもってやるのが本当の筋で、足りなければ繰越のほうからは出せないけど、積立金のほうからだったら出せるみたいな。

○センター ありていに申せば、紐付きの積立金か、紐がついてない積立金かということで、自由度の高い特定の積立金、紐付きではなくて単なる紐がついてない積立金でお願いしたいと言っているんです。そうやって、実際、訓練勘定の中で、全面的な改修はできませんが、今年度改修する手直し計画は立てています。

○委員 別に批判しているつもりではなくて、どういう性質なのか私会計などは縁がないものですからわからなかったのでお伺いだけで、紐つきか、紐なしかというので理解はしました。紐なしのほうがいいというのもわかりました。

○センター もう一つ参考に言いますと、各勘定が年度によって違うんですが、実際赤字になったり黒字になったりする場合があります。今回、訓練勘定も実は最近の再生可能エネルギーに切り替えるということになると、油タンカーの出入りが少なくなるという話になってくると、訓練勘定が影響する分がまた出てくるわけなんです。タンカーの隻数が減ると、訓練をしなくてもいい要因が出てくるから。そういうように各年度によっても、社会環境によっても違って来るから、その中で利益剰余金を紐つきの積立金ではないようにしたほうが、我々としては非常に改修工事もやりやすいということになると思います。

○委員 そのほうがいいということは理解しました。

○委員 おっしゃられたように、特定の目的があるか、それともないかということで、一般的に損失が出たときに補助するみたいな理解ですね。

○事務局 そのとおりです。

○委員 難しいですね。

○分科会長 よろしゅうございますか。

○委員 結構です、ありがとうございました。

○分科会長 そのほか御意見ございましょうか。

それでは、そのほか特に御意見はないようでございます。また、今の委員からの御発言は、事務局の処置に対する御意見ではないということでございますので、議題②につきましては、事務局からの御提案に対しては特に意見はなかったという結論にさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○委員 意見がないというか、原案どおりです。

○分科会長 原案どおりにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長 では、そのように取り計らわせていただきます。どうもありがとうございました。

そのほか、各委員から何か御発言がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○委員 私今日初めてなものですから、色々写真とかスライドとか見せてもらいながら、その勘定が、防災措置業務勘定というのと、その他の業務勘定となっていると思うんです

が、ビデオで色々見せてもらった活動というのは、まさに勘定的に言うと防災とその他と2つに分かれています、どちらでしょうか。

○センター 防災措置勘定です。

○委員 その部分についてということですか。

○センター はい。で、最初にやったのが訓練勘定の説明です。その他の勘定の中に訓練勘定が入っています。

○委員 わかりました。

○環境防災課長 財務諸表上は防災勘定とその他があつて、その他勘定の中をセグメントで4つに分けると。

○センター 4つに分けてやって、全部で5つあるということです。センター職員から説明したところが防災措置業務勘定だと、大づかみそういうふうに理解すればいいと思います。

○委員 わかりました。

○会長 それでは、以上をもちまして本日予定された議題の審議は終了いたしましたので、事務局に以後の審議の進行をお譲りいたします。

○事務局 藤野分科会長、どうもありがとうございました。

そ の 他

○事務局 ここで、事務局から御連絡差し上げたい事項がございます。

藤野分科会長におかれましては、本年6月30日をもちまして任期満了となり、国土交通省独立行政法人評価委員を御退任されることとなりました。政府内のルールによりまして、これ以上の任期の延長ができないとされておりますため、事務局としても、やむなくこのたび御退任を受け入れるということになってございます。

藤野会長には、第1回の海上災害防止センター分科会から評価委員として御参加いただき、さらに平成19年の第8回分科会からは分科会長として大変に御尽力をいただきました。事務局及び海上災害防止センター一同、心より感謝申し上げたいと存じます。

よろしければ、藤野分科会長から一言ごあいさついただきたく存じます。

○分科会長 それでは、ただいま御紹介いただきましたように私退任することになりましたので、一言ごあいさつ申し上げます。恐縮ですが、座ったままでさせていただきたいと

思います。

私自身も正確に覚えておらなかったんですが、平成 15 年にこの分科会が発足して以来当センターの評価に携わらせていただいたということで、考えてみますと、それから 8 年間になるのでしょうか。ただ、もう少し厳密に申し上げますと、私その後評価委員会の御了承を得まして台湾の台北にございます台湾国立大学というところで、御承知の方もいらっしゃると思いますが、この大学は依然台北帝国大学という名前で発足した大学でございます。その大学に客員教授として赴任することをお許しいただきましたので、実を言うと 1 年間留守をしてましたので、正確に言いますと 7 年間委員を務めさせていただいたということになります。

さらに、この間、ただいまの御紹介にもございましたように、平成 19 年からは前分科会長の落合先生の後任を務めさせていただくことになりました。幸い、私が勝手にそう申し上げるのかもしれませんが、大きな失点もなく、無事に務めさせていただきました。これも本日御出席の皆様方、そのほか私がこの間にいろいろ一緒に評価の仕事をさせていただいた皆様方の御尽力のたまものと、心から厚く御礼申し上げます。

引き続き当センターの評価に当たられる、今日ここにいらっしゃる皆様方におかれましては、当センターの活動に関しまして、忌憚のない御意見、ないしは御評価を寄せられますよう、また、当センターにおかれましては、当センターに対する多大な期待が社会一般からあるかと思えます。その期待に対して十二分にこたえられるよう、一層の御尽力と御活動をされることを心より祈念いたしまして、私の退任のあいさつといたします。

どうも長い間ありがとうございました。(拍手)

○事務局 藤野会長、ありがとうございました。ますますの御活躍を祈念しております。

それでは皆様、本日は施設見学、それに引き続く分科会の御審議、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第 14 回海上災害防止センター分科会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

閉 会